小作争議調査表

No. 25

（昭和八年六月分）

場所	京都郡稗田村大字中山字少栗
發生 終熄	昭和八年五月二八日 昭和〃年六月八日
關係人員	地主 末松嘉平 小作人 井上敏治
關係地 種類面積	田 八反三畝歩
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	全農（全国）福岡縣支会 京築地区
原因	小作人は昭和五年度米價、又年度田價の小作料を憚例し且つ百三十円の借金も弁償する様なる為地主は土地返還を内容協調解決に至る迄に用る。
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は全農京築地区委員丸山、藤木両氏に應援を依頼す。丸山は更に全農大会幹部銃行委員眞辺武夫外一名に應援方を依頼したるため両者は丸山宅に滞在し、本第地区三人が三輪を農刊し且つ土地引上、立入禁止及対等己うを附近要所に貼布し緊張争由に、口出有者の許可なくして立入るべのなどと陽佐賀令人の文礼を掲げ徒極的に出て有りたるも小作人の縁者及び長等が調停に奔走し
結果	一、小作人は田地八反三畝の内一反五畝を返還し爾余の小作田に対しては相互大西作市を小作名義人とし小作料善は従日の紛争を避るため改めて公正証書を以て取交すこと 二、小作人は滞納小作米（十俵）は本年より向う四ヶ年中に年賦納入すること 三、現金百三十円の貸借問題は従日改めて紳士的に弁償契約を為すこと

（月報番号第六五〇号）

財團法人協調會福岡出張所

備考	